

# 月刊 地域と人権

全国人権連のホームページ：<http://homepage3.nifty.com/zjr/>



「全国人権連」創立宣言

部落問題解決の到達点と部落解放運動の歴史的教訓

ハンセン病元患者の宿泊拒否事件の真相

韓国の国家人権委員会の現状について

人権侵犯事件調査処理規程の改正について(概要)

人権侵犯事件調査処理規程



全国地域人権運動総連合

ISSN 1345-3180  
1984年4月20日第3種郵便物認可  
2004年4月5日発行  
(毎月1回5日発行 通巻243号・No2)

# 月刊 地域と人権

APRIL.2004 No.243

## もくじ

「全国人権連」創立宣言 .....	1
部落問題解決の到達点と部落解放運動の歴史的教訓	
◎全解連第34回大会 .....	3
ハンセン病元患者の宿泊拒否事件の真相	
◎植山 光朗 .....	6
韓国の国家人権委員会の現状について	
◎鈴木 新太 .....	13
資料	
人権侵犯事件調査処理規程の改正について(概要)...	19
人権侵犯事件調査処理規程 .....	25

# 「全国人権連」創立宣言

全国水平社創立から八二年、旧身分を理由とする社会的な差別問題である部落問題が基本的に解決したもとので、われわれはここに、人権と民主主義、住民自治の確立をはかり「地域社会における権利憲章」運動を推進する全国地域人権運動総連合の創立を宣言する。

水平社以来の部落解放運動は、封建的身分差別の残りものを克服し、我が国における人権と民主主義を確立するたたかいであった。それは主に部落住民の居住する地域社会を舞台に展開され、自由と平等、そして社会的権利を住民の生活要求に根ざして具体化してきたすぐれて地域性をかねそなえた社会運動であった。部落解放運動はまた、内部に派生した「部落民以外すべて差別者」とする部落排外主義とのたたかきを通して前進して

きた。とりわけ一九六〇年代末に部落解放同盟指導部を略取し暴力と利権が特徴の部落排外主義勢力とのたたかき、部落問題の性格を民主主義の課題として明確にさせ、日本社会における人権と民主主義の水準を引き上げ、国民融合による部落問題解決こそ本流であることを鮮明にさせた。

われわれはいま、部落解放運動の輝かしい人権確立の闘いに学びその歴史的教訓をうけつぎ、地域社会全体を視野に、「人権と民主主義、住民自治の確立をはかる地域住民運動」とそれを担う組織体へ発展的に転換する。

この新しい地域住民運動への発展は歴史の必然であり、激動する地域社会の変貌がもたらす時代の要請に応えるものである。

全国地域人権運動総連合は、地域社会において住民の権利を擁護し、地域社会発展の権利確立と創造という二十一世紀の挑戦をはじめめる。そして糾弾や恫喝による人権侵害を許さず、また「人権」の名による法制度や教育・啓発で国民の内心を管理・統制を許さないたたかきにも、果敢にとりくむものである。

いま日米の支配勢力は、日本国憲法を蹂躪し自衛隊の海外派兵のうえに、アメリカの先制攻撃に参戦する制約をとり払い、国民の権利を抑圧するために明文改憲にのりだそうとしている。長年にわたって歴史的に獲得してきた基本的人権、国民主権、平和主義、地方自治などの基本的価値を定めた日本国憲法は国内外人民の宝であり、その改悪をわれわれは絶対に許さない。



全国地域人権運動総連合は、部落解放運動がそうであったように、人間の世に対する熱い思いとゆるぎない信頼のうえに成立する。

人権と民主主義、住民自治が花開く地域社会の創造を！

全国地域人権運動総連合は、歴史に新たなたたかいを刻むべく、内外の期待に応え、かくして創立された。

二〇〇四年 四月 四日

全国地域人権運動総連合創立大会

### ——月刊誌の改題にあたって——

月刊誌はこれまで全国部落解放運動連合会（「全解連」）の発行する雑誌として「解放の道」と称してきました。今回、四月四日に「全解連」が全国地域人権運動総連合（「全国人権連」）に発展的に転換し創立を成し遂げたことから、月刊誌の名称も「地域と人権」に改題をいたします。

今後、大会宣言や規約、方針に示された課題を達成してゆくために、理論・政策・資料的価値を持つ月刊誌として発展充実を図ってゆく所存です。

よろしくご愛読の程、お願いいたします。

# 部落問題解決の到達点と 部落解放運動の歴史的教訓

(全解連第34回大会議案より)

はじめに

全解連は、社会問題としての部落問題の基本的な解決の到達点を踏まえ、部落解放運動の発展的転換をはかり、人権と民主主義、住民自治をめざす地域住民運動へ組織的改変を行うことにした。この新たな組織は全国地域人権運動総連合である。

全解連は、この歴史的意義を踏まえ「部落問題解決の到達点と部落解放運動の歴史的教訓」を公表し、これまでの八二年に及ぶ部落解放運動に幕を閉じ、組織の発展的転換をはかるものである。

全解連の歴史は、部落解放同盟正常化全国連絡会議結成以後、「解同」による反共分裂主義の策動とたたかいながら、矢田事件、八鹿高校事件など暴力的な攻撃

と果敢にたたかい、これらの運動の結果、

政府自身が「確認・糾弾行為」を否定せざるを得なくさせた。また全解連は、経過的特例的措施としての同和行政の目的と性格を明らかにし、この国民的な合意形成を図る中で、「解同」の半ば永久的な同和行政の存続要求を退け、同和行政終結への大きな流れを国と自治体で作りました。このような歴史の歯車を主体的に押し進めたことが、部落解放運動の発展的転換を実現させることにつながったのである。

これまでの多くの人びとの努力と献身に心から感謝を申し上げ、新しい運動の創設に向けた我々の取り組みに引き続きご協力を訴えるものである。

一、どこまで部落問題は解決したか

1、部落問題の性格と解決の状態

全解連は部落問題の性格規定及び部落問題が解決された状態を定式化してきた。

部落問題とは、封建的身分制に起因する問題であり、国民の一部が歴史的に、また地域的に蔑視され、職業、居住、結婚の自由を奪われるなど、不当な人権侵害をうけ、劣悪な生活を余儀なくされてきた問題をいう。

部落問題の解決とは、①部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること、②部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく言動がその地域社会で受け入れられない状況が作りだされること、③部落差別にかかわって、部落住民の生活態度・習慣にみられる歴史的後進性が克服されること、④地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯・融合が実現すること、である。

2、部落の変化をどうみるか  
(1) 同和对策審議会答申と部落問題の位置づけ

同和对策審議会答申は、一九六〇年代当時の状況を反映して「同和問題」の性格を「もつとも深刻にして重大な社会問題である」と規定した。その後、同和对

策事業特別措置法が制定され、三度に及ぶ法律の名称変更が行われ、特別対策は約十六兆円の事業費が全国四千六百三地区に投下された。部落住民自身の努力、民主勢力の取り組み、行政・教育関係者をはじめ国民各層の理解と協力など、多方面にわたる解決の努力によって「社会問題としての部落問題」は基本的に解決した状況に至ったといえる。

## (2) 部落の瓦解現象の進行

同和対策審議会答申が出されて以後、国民的な努力とともに社会構造の急激な変化にともない、部落を形成してきた枠組みが崩れてきた。その結果「部落」に瓦解現象が大きく進行し、現在なおその現象は継続している。

部落の瓦解現象は、同和地区における混住率の増加、同和地区外への同和関係人口の流出、部落内外の結婚の増加となつて現れている。同和地区では、過去二十二年間に急激な混住化が進行し、地区全体の中で同和関係者の比率が過半数を割る状況になっている。また、同和地区自身の人口は増加しているにもかかわらず、同和関係者が他地域へ大量流出している。さらに、部落内外の結婚は、高学歴化の進行、社会的交流の促進、旧身

分にこだわらない意識の成長などを反映して、急増してきている。この結果、身分制の重要な要素であった系譜的血縁関係が大きく崩れ去り、すでに歴史的に「部落民」という用語が現実味をおびなくなつてきている。

部落問題に係わる独自課題が薄れ、国民融合が促進される状況のもとで、部落という地域を対象にし、部落住民のみを基本的に組織する運動形態は、運動による旧身分の固定化に通じるものであり、この時代にふさわしくないものとなつていく。

## 二、部落解放運動の教訓

① 部落解放運動の歴史は、封建的身分差別の残りものを克服し、わが国における民主主義を確立するたまたかいであった。一九二二年に創立された全国水平社は、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と謳いあげた。全国水平社の綱領では、「吾等とは人間の原理に覚醒し人類最高の完成に向かつて突進す」と、この運動の理念が人間の尊厳の保障と自由で平等な社会の実現であることを示した。このことは、部落解放運動がすぐれて民主主義の思想につらぬかれた運動であることを示

している。

② 戦前の部落解放運動は、天皇制権力のきびしい弾圧と懐柔にめげず、天皇の名のもとに国民相互の融和を説く「融和運動」を批判しながら、階級的融和、人間的融和の方向を打ち出し、戦争と暗黒支配のもとで解体したとはいえ、歴史課題としての部落問題解決の地歩を築く先駆的な役割を果たしたといえる。

③ 戦後の部落解放運動は、部落差別に反対し基本的人権の確立の旗を高く掲げ、部落住民の諸要求の実現と部落住民の経済的、社会的、文化的地位の向上をめざす運動を繰り広げた。また部落解放運動は、部落問題解決の立場から自由と民主主義を破壊する政治反動とたたかい、人権と民主主義を前進させる立場から、社会進歩をめざす統一戦線の一翼として運動を前進させてきた。

④ 戦後の部落解放運動は、劣悪な生活環境などの条件のもとで憲法の生存権に依拠した運動を前進させ、人間らしい生活をおくる権利の内実を豊かなものに発展させ、暮らしに憲法をいかす運動の一翼を担ってきた。こうした運動の前進に対して支配権力による住民の要求を同和行政の枠内に吸収し住民支配を貫徹させ



る動きが強まった。

⑤戦後の部落解放運動において、六〇年代末に部落解放同盟内に「部落民以外すべて差別者」とする部落排外主義が台頭し、暴力的な組織排除をとめないながら、ついに組織の分裂にまでいたった。

この部落排外主義は、暴力的な糾弾闘争を背景に、不正・乱脈な同和行政や偏向教育を強要するなど、地方自治と教育を大きくゆがめた。しかも新たな差別を生みだし、部落問題解決の逆流をつくり出した。この間の部落解放運動はまさに部落排外主義とのたたかいをぬきに語ることができない。部落排外主義は、部落問題解決の逆流、自由と民主主義への敵対、国民の自由と権利の蹂躪を特徴としている。

⑥国民融合論は、このような部落排外主義との果敢なたたかいの中で、理論的政策的に確立された。国民融合論は、部落差別が封建的身分制に起因するものであり、同一民族内の問題との立場から、この解決は部落が他から分離独立することでもなければ、他を見下すことでもなく、部落内外が水平の状態を実現し、旧身分を理由にした垣根を取り払えば解決できる性格の課題であることを明らかに

した。この国民融合論は、その後のたたかいを反映して理論的政策的にも大いに深められ、部落問題解決の大道をひらく道しるべとなった。

⑦三三年間に及ぶ同和対策は国と地方あわせて約一六兆円にのぼる同和予算が投下されたが、その一部を特定団体などが私物化したものの、全体としては公正・民主の同和行政の確立、全解連をはじめ部落住民の自立の助長、国民の理解と協力などとあいまって、部落の生活環境と生活実態の改善、偏見の社会的克服を前進させた。ただ、このような成果とともに同和対策が与えた部落解放運動への否定的影響や行政の主体性の欠如、自由な意見交換の抑制、エセ同和行為の横行など、少なからぬ負の側面も決して無視できず、この克服は現在なお解決への努力が求められている。

⑧全解連結成の意義は、真の部落問題解決をめざし、部落の中から主体的に国民融合を押し進める集団運動としての真価と、この大道に立ちふさがり逆流の役割を担う部落排外主義との果敢なたたかいにあった。その結果、全解連が果たした様々な分野への社会的影響と部落問題解決への能動的な作用は計り知れない意

義があつたと確信する。たとえば部落排外主義による「言葉狩り」に反対して、日本社会で言論と表現の自由を守る先駆的な役割を果たしてきた。

⑨部落解放運動は、歴史の発展法則とこれを合法的な流れとして促進する人間の集団運動こそ、歴史課題を前進・発展させる原動力であることを実証した。八二年に及ぶ部落解放運動の歴史は、部落住民を積極的に組織し、人間の尊厳と権利の確立をはかる立場から住民の諸要求の実現をめざし、そのために集団の力で地域住民運動を展開することにより、部落問題解決の主体者として成長し、歴史課題である部落問題の解決を成し遂げることであつた。

## 最後に

部落差別の解消形態は、これを支える社会的な仕組みがなくなっても、なお一定期間残存し、しかも緩やかな形で徐々に死滅していくものである。旧身分にこだわらない市民としての地域人権運動こそが、最終的で根本的な部落差別の解消策となる。ここに新しい地域人権の運動の意義と役割の一端が存在する。